

## 第13回規制改革会議終了後記者会見録

1. 日時：平成25年7月26日（金）12:00～12:46
2. 場所：合同庁舎4号館2階220会議室

○司会 それでは、これから、第13回規制改革会議の岡議長による記者会見を始めたいと思います。

まず初めに、議長より御説明いたします。質疑応答はその後でよろしく申し上げます。では、議長、よろしくお願いいたします。

○岡議長 皆さん、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、来年6月までの1年を期間とする今期の1回目、通算では第13回目の規制改革会議を行いました。

本日の議題1の「規制改革会議の進め方」で議論した項目は、お手元の資料1を御参照いただきたいと思います。

最初に「会議の開催」ということで、7月から来年6月の1年間をサイクルとして、規制改革の審議を進めること。開催は月1～2回を基本として、状況に応じ弾力的に開催するという会議の進め方について確認しました。

2点目の「審議事項と審議方法」の審議事項の1つ目、資料1の別紙1の「最優先案件」につきましては、本日、議長・議長代理提案に対して出された委員の皆様の意見を踏まえ、次回8月22日予定の規制改革会議において決定することにしていきます。

審議事項の2つ目の「各ワーキング・グループでの検討を経て本会議で決定された事項」につきましては、本日、5つのワーキング・グループの立ち上げと、それぞれの座長及び座長代理を決定しました。今後、委員の皆さんの御意見も伺ったうえで、次回8月22日の会議で各ワーキング・グループの構成員を決定した後に、各ワーキング・グループでどのような項目を取り上げるかを検討いただき、9月に予定している第15回の本会議で議論して、各ワーキング・グループの検討事項を決定するという段取りで進めることについて今日確認をしました。

審議事項の3つ目は、前期の会議の中でも議論したテーマですが、「規制を所管する府省が主体的・積極的に規制改革に取り組む仕組みの構築」について、会議の中で審議していくことが確認されました。

4つ目の「省令等下位規範による規制の実態の分析と見直し」ですが、これは、たくさんある規制の約4分の3が法律、政令で規定されており、残りの4分の1は省令以下の下位規範で規定されている。省令以下の下位規範でも、法律・政令から委任されていれば、国民の権利を制約したり、義務を課すことが可能のようですが、そういう委任を受けているとは言えない許認可があれば見直していく必要があるのではないかと。私どもとしては、いったん全体を整理整頓して、見直していきたいということで掲げたものです。

5つ目の「重点フォローアップ事項」は、6月5日に答申を出した後、規制改革実施計画という形で閣議決定された項目について、我々としてはきちんとフォローしていきたいと思っていますが、項目がたくさんありますので、一律にやるのではなく、特に重要と思われるものをピックアップして、しっかりとフォローアップしていこうということです。本日の会議で議論した結果、お手元に配付されている12の項目を重点フォローアップ事項に決定しましたが、これらの項目はそれぞれのポジショニングに差がありますので、どのような形でフォローアップし、成果を高めていくかについては、時間軸と取組方法を項目ごとにきちんと検討してやっていこうと考えています。今の予定では、9月の会議で議論を行い、そこで決まったら具体的なアクションをとっていくことになっています。

次に「審議方法」につきましては、今申し上げました事項はすべて本会議で審議、決定するというのを、前期もそうでしたが、今回も確認しました。また、改革事項の審議に当たりましては、前期は12項目で採用した国際先端テストという手法をより積極的に活用して定着させていこうということを確認しました。

大きい3点目は「ワーキング・グループ等の設置」ですが、先ほど触れたとおり、健康・医療、雇用、創業・IT等、農業、貿易・投資等の5つのワーキング・グループの設置を決定しました。前期のワーキング・グループとして活動したエネルギー・環境ワーキング・グループにつきましては、今期は休会としますが、エネルギー・環境関係の項目が出てきた場合は創業・IT等ワーキング・グループにて検討することとしています。

もう一つ、既にある「規制改革ホットライン」にもっと注力していきたいと考えまして、ホットライン対策チームを設置することになりました。具体的な取組方法については、資料2の「規制改革ホットライン」運営方針(案)を御参照ください。御質問があれば後ほど事務局も含めて説明させていただきますが、ポイントは、多くの国民、企業あるいは団体等々からの御要望をしっかりと受け止めて、それを成果のある形に結びつけていくために、このような運営のルール、進め方を決めたということです。私はこのホットラインによる成果が高まることで、国民の皆さんの規制改革会議に対する理解がさらに深まることを期待しております。

大きな4点目は「公開ディスカッションの開催等」ですが、規制改革に関する広い議論を喚起することを目的に開催する方向で検討していこうと思っております。

このため、公開ディスカッションについても担当委員を任命し、この担当委員と議長、議長代理を中心に、どのようなテーマで、どのような方法で公開ディスカッションをするかを検討のうえで、本会議で議論して決定していきたいと考えております。

大きな5点目は「答申等」で、来年6月をめどに答申を取りまとめることを基本にしてありますが、必要に応じて、中間取りまとめなども検討すること、そして、状況に応じて、随時、会議としての「意見」を公表することを考えております。

なお、議題3の「その他」は、会議運営規則の一部改定ということで、規制改革会議の議事概要、議事録について見直しを行い、今後は議事録一本にして、効率的にやっていこ

うということも本日決定しました。

冒頭の私からの説明は以上です。このあと皆さんからの御質問にお答えしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、質問等がございましたらお願いいたします。

○記者 私が不勉強なだけかもしれませんが、最優先案件の中で介護と保育事業のところですが、最後のところで「同じ土俵でサービスの質を競い合うための環境づくりを行う」と、今、議長の頭の中にはどんな規制改革が必要であろう、対象になるということがおありなのでしょう。

○岡議長 保育の議論を通じて分かってきたわけですが、一般の株式会社、NPO法人が保育事業をやろうとしたときに、社会福祉法人と比べて、条件面あるいは補助金も含めて、必ずしもイコールフットィングになっていないという事態がありました。株式会社、NPO法人が保育や介護の事業に参画するときに、社会福祉法人と同じレベルの条件にすべきではないだろうかという意味で、介護にしても保育にしても非常に重要で緊急性の高いテーマであるという認識から、最優先案件としてやるべきではないかという形で提示したものです。

○記者 ワーキング・グループは今回、2つ新しく独立する形になりまして、農業と貿易・投資等、それぞれ立ち上げた問題意識、どういう検討を今、想定されているのかお聞かせ願ひたい。あと、ワーキング・グループでの農業という立てつけが最優先課題で取り上げている農地関連規制の問題意識と重なるのか。あるいは農業というもっと全般な表現の仕方ですので、もっと幅広い議論を想定されているのかをお聞かせください。

○岡議長 まず農業からお答えします。私どもは、農業については前期の会議の終盤の段階で農水省ヒアリングを行い、いよいよ競争力のある農業、魅力のある農業あるいは成長産業化へつながる農業という形で、政府の農業に対する方針が明確になってきたと認識しています。規制改革会議の立場から、どのような改革をしていくことがその政策の実現に貢献できるか。その政策実現のための阻害要因があればそれを取り除く必要があるということから、ワーキング・グループを立ち上げ、1年間のサイクルの中でしっかりとやっつけようという整理を致しました。

一方、私どもがヒアリングしたところ、当面、農水省あるいは政府が考えている政策の核の1つが農地集積中間機構を大いに活用して政策を実現するという説明でしたが、これは大変早いタイミングに具体化する、緊急性が高いという認識をしています。したがって、農水省が考えている中間機構を核とした農業政策の部分については、1年ということではなくて、最優先案件として切り離して取り組もうという考え方であります。

もう一つの貿易・投資等ワーキング・グループにつきましては、目の前で日本EU、日中韓、あるいはTPP等々、経済連携の話が活発に動き出していることを踏まえまして、規制改革会議の立場から、経済連携あるいは貿易・投資ルールづくりをいい形で実現するために我々のやるべきことが何であるかを検討していく必要があるという理由から、このワーキ

ング・グループを立ち上げたわけでありませぬ。

○記者 農地関連の、緊急性があるということですが、農水省は秋の臨時国会にも関連法案を出したいという意向を示しておりますけれども、そうすると、こちらの規制改革会議ではそれに間に合うように、ですから、臨時国会前に一定の方向感が見られるようなスケジュール感を描いていらっしゃるということでしょうか。

○岡議長 臨時国会に出されるかどうか確認していませんが、少なくとも早い時期に政府がこのテーマについて動くことを認識しておりますから、それに遅れることなく対応する必要があると思っております。

○記者 本日、最優先案件として3点挙げられたわけですが、本日の議論の中でさらに追加でこれを最優先案件に入れるべきだという御意見がありましたらお願いいたします。

○岡議長 本日はこの3項目を議長、議長代理提案という形で出させていただき、いろいろな意見交換をした上で、次回8月22日の会議で決定するというところで終わっております。今日これを追加すべきだという意見は具体的に出してはませんが、出てくる可能性はあると御理解いただきたいと思います。

○記者 今日出されたこの3点について、特にこれは例えば違うとか、切り込む角度が違うとか、そういった御指摘は特になかったということですか。

○岡議長 この3点について、やるべきでないというネガティブな意見はありませんでした。

○記者 最優先案件の保険外診療のところですが、これはいわゆる保険外併用療養費制度のことだと思っておりますが、併用しやすくする規制改革ということは、現在、併用しにくいという御認識だと思うのですが、具体的には承認が遅いですとか、例えば対象が狭いですとか、具体的にどういう御認識でいらっしゃるのかということと、最優先案件に挙げられた理由、先ほど緊急性が高くて農地のものを挙げられたということですが、これも緊急性ですとか、重要性ですとか、どういう面でピックアップされたのかをお聞かせください。

○岡議長 まず、最初の部分についてはそのとおりで、私どもの認識としては、医薬、医療機器を含めた最先端医療の開発から実用までの期間を短くするという視点が一つ。もう一つは、実用化されたものがより多く活用されるためには、その最先端医療が保険外診療として認められて、それを利用する人が増えるという観点から、その対象は拡大すべきであるということ。正に、開発から実用までの期間の短縮と活用できる保険外診療の適用対象を拡大するという両面を考えております。

後段の部分については、実は、このテーマは、前期も健康・医療ワーキング・グループの検討項目の1つとして掲げていたのですが、4カ月間で答申をまとめるという時間的制約の中で、ワーキング・グループの優先項目に入らなかったという経緯があります。しかし、今回の日本再興戦略の中で「先進医療ハイウェイ構想」という表現も使って取り上げ

られたこともあり、私どもとしては、今期は是非これをやらなければいけない。しかも、成長戦略に載ったことからすると緊急性も高まってきたという判断から「最優先案件」として取り上げようということにしたわけであります。

○記者 1番目の併用療養制度と同じように、前回、革新的医薬品の薬価算定ルールの見直しも検討項目に入っていたのですけれども、見送られたのですが、こちらに関しては、多分、診療報酬改定の絡みから言うと、急いで検討しなければいけない項目になると思うのですが、こちらは優先案件に入らなかったということは、これはやらないということでしょうか。

○岡議長 やっています。規制改革会議は6月5日以降開いていませんでしたが、翁座長の健康・医療ワーキング・グループはその後もいろいろ活動しています。今、御指摘の薬価の問題については、このワーキング・グループの中では緊急性の高いものとしてきちっとフォローしていますので、私としては、割と早いタイミングで、ワーキング・グループから本会議の方に提案が上がってくるだろうと考えております。

○記者 先ほどの話題に戻るのですけれども、最優先案件の案の中の農地関連規制の見直しの中で、ここではあくまで政府が秋の臨時国会に予定している法案に関する部分であって、例えば株式会社の直接の農地取得については最優先案件で親会議でやるというよりは、農業ワーキング・グループの方で議論するという考えでいいのでしょうか。

○岡議長 おっしゃるとおりです。農業のいろいろな規制をしっかりと審議していこうというのはワーキング・グループの方でやる予定であります。

○記者 貿易・投資等のワーキング・グループで、先ほどつくられた背景はおっしゃったのですが、想定される具体的な内容をお教えいただけませんかでしょうか。

○岡議長 これは貿易・投資等ワーキング・グループだけではなく、全てのワーキング・グループに当てはまるのですが、先ほども申し上げましたように、8月22日にメンバーが確定し、直ちにワーキング・グループの会合をやっていただいて、9月の本会議にどういう項目を取り上げるかを出していただくことにしましょうということを決めたのです。ですから、各ワーキング・グループでどういう項目を検討するかについては今日の時点では議論しておりませんので、申し上げるわけにはいかないと御理解ください。

ただ、このワーキング・グループをなぜ立ち上げたのかという御質問に対し、「当面は日本とEUが今交渉している経済連携の辺りがテーマになるだろうという認識のもとで立ち上げた」という先ほどのお答えがヒントになるのではないかと思います。

○記者 今回、議事録のお話が出たのですけれども、これは本会議の議事録のことだと思うのですが、ワーキング・グループの議事録もできれば公表していただけるとありがたいのですが、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○岡議長 事務局の方からお答えいただきましょうか。

○大川次長 ワーキング・グループにつきましては議事概要を公表してございまして、議事録は公表しておりませんが、詳細な議事概要を公表しております。したがって

て、その辺りにつきましては、取扱いは従前と同様ということで考えております。

○岡議長 議事概要でどうのことをやりとりされたかというのはかなり分かると思います。ワーキング・グループの議事概要は記名になっていないのでしたか。

○大川次長 記名です。

○岡議長 記名ですか。記名入りの議事概要であれば、ほとんど議事録に近いものになるのではないかと思います。私自身、本会議の方しか見ていませんけれども、今までも議事概要と議事録を見ていますが、議事概要でも相当詳しいわけです。本会議の方は、同じように詳しいものを2つやっているのはちょっとダブっているのではないかという認識から今回一本化したということであり、決して公開性や透明性を低くしようという意図はございません。

○記者 政府は秋に成長戦略の第2弾を出すかと思うのですけれども、それとの関係で、当面の最優先案件というのは、成長戦略第2弾の一部という形になるものなのでしょうか。それとも全くそれとはまた別に最優先という形になるのでしょうか。

○岡議長 最優先案件につきましては、次回8月22日の会議で決定しますが、今日もそういう議論が会議の中でありました。要すれば、とりあえず何件かでスタートしたとして、時期が来れば、我々の会議としての結論を「意見」として公表するという手続をとると思いますが、その都度、また新たな項目を最優先案件として追加していくことはあるということと考えていきたいと思います。

○記者 農業のワーキング・グループについてですが、先ほど議長から政権の農業に対する姿勢が分かったので、そこに必要な規制を提案していくということですが、政府の農業に対する基本方針として成長戦略にかなり具体的な項目が決まっていますし、それをベースに官邸の方でも地域の活性化本部を立ち上げて議論をするという流れですので、ワーキング・グループの検討の土台となっているのはこうした既に決定された成長戦略ですとか、官邸の本部で議題になっている、そういうものがテーマになっていくということなのでしょうか。あるいはそれと別に規制改革独自の視点が加わってくる可能性があるのか、それをお聞かせください。

○岡議長 ワーキング・グループの皆さんに検討してもらう前に私がコメントするのもいかがかと思いますが、今の御質問に対しては、成長戦略により近いようなテーマと、もっと基本的なものと、両方出てくる可能性があるのではないかと考えています。今日、明確に言えることは、「農業ワーキング・グループ」と「最優先案件」、それぞれの狙い、背景についてまでですので、ワーキング・グループの具体的な検討項目については、9月中旬に明確に御説明する時期が来ますので、そこまでお待ちいただきたいと思います。

○記者 規制改革ということでいいますと、産業競争力会議の方で国家戦略特区のワーキング・グループができて、あちらの方も精力的に議論をされていると思います。規制改革会議とあちらの国家戦略特区でのそれぞれの規制改革というものを分けて、規制改革会議はこういうタイプの規制を扱う、向こうは向こうでこういうタイプの規制を扱うと分けて

考えていらっしゃる部分があるのか。あるいはそれぞれがそれぞれの委員の方々の視点で独自に議論をされて進めていけばいいとお考えなのか、その辺りについてお聞かせいただけますか。

○岡議長 我々が6月に出した答申の中でも触れていますが、私どもはいろいろな会議体組織と効果的であれば連携していくことを基本にしています。前期の場合は産業競争力会議との連携が一番多かったと思いますが、今後もその考え方は変わっておりません。今、御指摘の国家戦略特区のワーキング・グループとの連携は必要に応じてやりましょうということになっています。

○記者 連携は必要に応じてやるというのは、例えばこの部分は国家戦略特区さんでお願いします、こっちは規制改革会議でやりますよという形で分担をしていくという認識ですか。

○岡議長 分担をするというよりも、私どもには私どもの目的や使命があってやっているわけですし、彼らも同様でありますから、それぞれの使命を実現するために連携して効果が上がるものは大いに連携しましょうということで、ここからこっちはこっちの分担、そっちはそっちの分担という形で仕分けしているわけではありません。

○記者 最優先案件の2に「社福・株式会社・NPOが同じ土俵でサービスの質を競い合うための環境づくり」と、これは具体的に意味するものはどんなものをイメージされているのか。先ほど補助金という言葉が一言出てきていましたけれども、現在、こういう形でイコールフットィングが行われていなくて、これをこう変えていこうと、もう少し具体的にお伺いできますでしょうか。

○岡議長 まず、株式会社が介護あるいは保育にもっと参入できる状態にすることが基本であり、保育については、前期の活動の中で相当議論しましたが、介護についてはまだまだ株式会社の参入がそんなに多くされていない現実があると思います。そして、今度は株式会社が参入できる状態になったとして、同じレベルでイコールフットィングになっているのか。先ほど補助金の話をしました、それ以外にも、例えば保育の場合でも認定基準が同じなのか等々あるかと思しますので、我々としては、介護、保育を含めた事業において株式会社がより参入できることを目指そうということが一番の狙いであり、それを実現するためには条件面でのイコールフットィングが必要だと。先ほど例として、補助金を申し上げましたが、それだけではないと思しますので、大いに議論していきたいと考えています。

○記者 今回、民間の参加を取り込むということが成長戦略の大きな柱だと思うのですが、今回、規制改革会議でも産業界だとか経済団体、そういったところからの要望についてもうちょっと取り組むような手段とか、ホットライン以外の会合みたいなものは考えられるのでしょうか。

○岡議長 私どもとしては、現時点では、規制改革ホットラインを大いに活用していきたいと考えて、先ほど触れましたように、「ホットライン対策チーム」を設置したものです。

今日は、ホットラインチームのやるべきこと、各ワーキング・グループとの協力関係、あるいは本会議との連携プレーといったものを詳細にきちんと決めたわけです。私はこうしたことを企業、産業界あるいは国民の皆さんに御理解いただければ、今まで以上にホットラインに対する要望が増えるのではないかと期待しております。

○司会 他にございますでしょうか。

○岡議長 では、最後に私から一言。私は常々、メディアの皆さんには、是非、規制改革会議の活動に関心を持って、よく見ていただいて、できれば応援していただきたいという気持ちがあります。今日決定したことの1つ、12項目の重点フォローアップに私は力を入れていきたいと考えています。規制改革は、答申を出しておしまい、あるいは政府の規制改革実施計画が閣議決定されておしまいということではなく、むしろそこからスタートなのだという思いを持っています。この答申なり、実施計画で決められた事項がきちんと実行されなければ意味がありません。ただ、127項目の答申を全部同じレベルでフォローアップするのは時間的にも、人間的にもなかなか困難がありますので、全ての項目をフォローはしますが、特にその中から今日の会議で決まった12項目については、どういう時間軸でどのような取組方法でやっていくかを9月の会議で決定して、しっかりとフォローしていきたい。そして、それが実際に実行され、実現するという状態に持っていきたいと思っています。この点についても、皆さんに注目していただき、一緒になってフォローしていただければと思います。

以上ですが、よろしいですか。

どうもありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。